

このFAXは、日頃より私どもとお取引頂いている企業様及び、ご愛顧いただきたい企業様宛に定期的に配信させていただいております。 R4年9月17日発行

## 外国人技能実習生の受け入れ

考えてみませんか?

そもそも技能実習生とは?

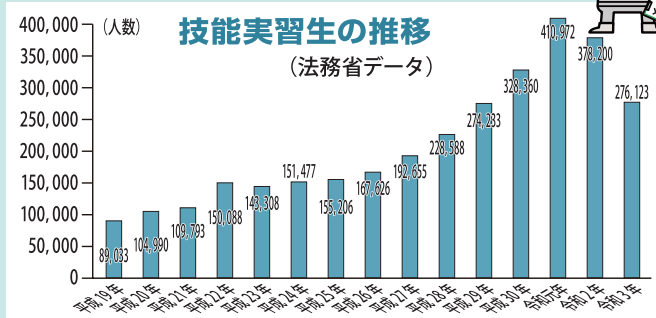
開発途上国の人材に日本の企業で技能を習得してもらい、母国でも活かしてもらおうという制度のこと。



建設業界の人手不足を担っていた、外国人技能実習生の入国が再開されています!

新型コロナウイルスの影響で入国できない状況が続いていましたが、3月1日からの水際対策緩和により順次入国が可能となりました。

今回の足場王通信では建設業特有の受け入れに必要な登録関係についてまとめています!



※平成22年7月に制度改正が行われ、在留資格「研修」が「特定活動(技能実習)」が「技能実習2号」となった。

### 受け入れ メリット!

人手不足の解消

最低3年在籍で  
安定した人材の確保

意欲の高い実習生から  
得られる既存社員への刺激

### 建設業界で外国人技能実習生を受け入れるための特有な条件

#### ① 建設業法第3条に基づいた建設業許可を取得していること (申請から許可まで約2ヵ月程度)

⇒本来、500万円未満の工事や150㎡未満の木造住宅工事、1500万円未満の建築一式工事のみを請け負う企業では建設業許可の取得が必須ではありませんが受け入れの際には必要となります!

#### ② 建築キャリアアップシステムへの登録 (約1ヵ月程度)

⇒建築作業員の働き方を見える化させ、各企業の業務効率アップを図るシステム。オンラインでも取得可能です!

#### ③ 監理団体への登録 (少なくとも6ヵ月以上)

⇒募集から受け入れ後の企業監査や指導まで行う団体です。3000以上の団体の中から自社に合う団体を選択します。技能実習生の受け入れを代行してもらうために必要な登録になります!

人材不足を担う外国人技能実習生の割合は **建設業界でも近年増えています。** 受け入れに関して検討されている方は体制を整えておいてはいかがでしょうか?

新品価格高騰による中古需要アップに伴い

# Aタイプ 買取 35%UP

キャンペーン期間  
2022年9月30日 入荷分  
まで



埼玉県公安委員会 第431260005476号  
社団法人 仮設工業会 会員  
<https://ashibao.jp/>

今後、FAX送信が不要なお客様は下記に社名とにチェックの上、お手数ですがFAXでご返信お願いします。

御社名

アシバ オハヤク  
☎0120-148-089

FAX通信は不要 FAX 049-279-5203